

奈良県立医科大学附属図書館管理規程

昭和39年 5月26日
制 定
最終改正 平成19年4月11日

(目的)

第1条 奈良県立医科大学附属図書館(以下「図書館」という。)は、本学の図書、視聴覚の資料、その他必要な資料(以下、「図書館資料」という。)を収集し、管理し、本学職員並びに学生の利用に供することを目的とする。

(組織)

第2条 図書館に館長を置く。

2 館長の選考については別に定める。館長は学長の命を受け、館務を掌理する。

3 図書館に次長を置く。

4 次長は館長を補佐し、図書館の事務を整理する。

(図書委員会)

第3条 図書館の運営に関する重要事項を協議するために図書委員会を置く。

2 図書委員会の組織運営については別に定める。

(図書係)

第4条 図書館資料並びに閲覧個室及び視聴覚室の利用については、別に定める。

第5条 図書館に図書館資料の寄贈、または寄託の願出あるときはこれに応ずることができ

(代決)

第6条 図書館長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。

ただし、重要なもの、あらかじめ指示された事項の外は代決することができない。

2 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者の後閲を受けなければならない。

附則

この規程は、昭和39年6月1日から適用する。

附則(昭和50年7月26日)

この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

附則(昭和52年3月8日)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附則(昭和54年7月10日)

この規程は、昭和54年7月11日から施行する。

附則(昭和58年6月29日)

この規程は、昭和58年7月1日から施行する。

附則(平成6年3月31日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成8年5月14日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成11年4月1日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成16年3月8日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成19年4月11日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。